第6節 大量破壊兵器の移転・拡散

核・生物・化学 (NBC) 兵器などの大量破壊兵器やその運搬手段である弾道ミサイルの移転・拡散は、冷戦後の大きな脅威の一つとして認識され続けてきた。また近年は、国家間の競争や対立が先鋭化し、国際的な安全保

障環境が複雑で厳しいものとなるなかで、軍備管理・軍縮・不拡散といった共通課題への対応において、国際社会の団結が困難になっていくことが懸念される。

1 核兵器

キューバ危機 (1962年) など米ソ間の全面核戦争の 危険性が認識されるなかで、1970年に核兵器不拡散条 約 (NPT) が発効した。同条約のもと、1966年以前に核 Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons 爆発を行った国 (米ソ英仏中 (当時)。仏中のNPT加入 は1992年) 以外の国の核兵器保有が禁じられ、核軍備 の縮小に関する効果的な措置などにつき、誠実に交渉が 行われることとなった。

2024年1月現在、NPTは191の国と地域が締結しているが、例えばインド、イスラエルやパキスタンは依然として非核兵器国としての加入を拒んでいるほか、これまで核実験を繰り返し、核兵器の開発・保有を宣言してきた北朝鮮は、2023年9月に憲法に核兵器の発展の高度化を明記し、核戦力の開発・保有を国家制度として基

礎づけた旨主張している。

米露間の核戦力については、2021年1月、両国が新戦略兵器削減条約 (新START) の5年間延長に合意したが、ロシアが核兵器による威嚇ともとれる言動を繰り返しながらウクライナ侵略を継続しているなか、2022年11月には同条約の枠組みにおける両国間の協議が延期され、翌2023年2月にはロシア側が履行の停止を発表した。

また、米国は、中国も含む形での軍備管理枠組みを追求する意向を示しているが、中国は米露間の枠組みに参加する意思はない旨を繰り返し主張している。同時に中国は核戦力の拡大を継続しているとされ、2030年までに運用可能な核弾頭の保有数が1,000発を超え、2035

図表 I -4-6-1 各国の核弾頭保有数とその主要な運搬手段

		米 国	ロシア	英 国	フランス	中 国	
ミサイル	ICBM (大陸間弾道 ミサイル)	400基 ミニットマンⅢ 4		3 9 — — 3 1	_	140基 DF-5 (CSS-4) DF-31 (CSS-10) DF-41	18 86 36
	IRBM MRBM	_	_	_	_	DF-21A/E (CSS-5) DF-17 (CSS-22)	140 24 48
	SLBM (潜水艦発射 弾道ミサイル)	280基 トライデントD-5 2	192基 80 SS-N-23 9 SS-N-32 9	48基 6 トライデントD-5 48	64基 M-51 64	72基 JL-2 (CSS-N-14) / JL-3 (CSS-NX-20)	72
弾道ミサイル搭載 原子力潜水艦			14 1	2 4	4		6
航空機			71機 20 Tu-95 (ベア) 5 46 Tu-160 (ブラックジャック) 1		40機 ラファール 40		100 12+
弾頭数		3,708	4,489 (うち戦術核1,816)	225	290	410	

- (注) 1 資料は、ミリタリー・バランス (2024)、SIPRI Yearbook 2023などによる。
 - 2 2024年1月、米国は米露間の新戦略兵器削減条約(新START)を踏まえた2023年5月現在の数値として、米国の配備戦略弾頭は1,419発、配備運搬手段は662基・機であると公表した。ただし、SIPRI Yearbook 2023によれば、2023年1月時点で米国の核弾頭のうち、配備数は1,770発(うち戦術核100発)であり、ロシアの配備弾頭数は1,674発とされている。
 - 3 2021年3月における英国の「安全保障、国防、開発、外交政策の総合的見直し」(Integrated Review)は、核弾頭の保有上限数を260発以下にするとしている。
 - 4 なお、SIPRI Yearbook 2023によれば、インドは164発、パキスタンは170発、イスラエルは90発、北朝鮮は約30発(全体としては50~70発分の核弾頭を生産するだけの核分裂性物質を貯蔵)の核弾頭を保有しているとされている。